

《3. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(1) 「Vセレクトフィッシュソーセージ75g」 (マルハニチロ株式会社)

○受田部会長 それでは、個別品目の審議に入ってまいります。

最初は、新規審議品目、マルハニチロ株式会社の「Vセレクトフィッシュソーセージ75g」です。

まず、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 消費者庁食品表示企画課でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

お手元にあります、灰色の紙ファイルをごらんいただけますでしょうか。こちらのイというところに申請品目の概要をごらんいただくことができます。

申請者は、マルハニチロ株式会社。

商品名として「Vセレクトフィッシュソーセージ75g」。

1日当たりの摂取量としては、1本75gとなります。

申請品は、特保の区分の中で疾病リスクの低減表示という区分で申請されたものとなります。

資料4-1をごらんいただけますでしょうか。

疾病リスク低減表示は特保の区分の中で、保健の用途として、疾病のリスクの低減に資することが可能な表示の制度となっております。特保の制度自体は平成3年に始まっているものとなりますが、その後、平成16年に国際的に疾病リスク低減を認める動きがございまして、表示の選択肢を広げ、消費者に明確な情報提供をするという目的のもと、当時、厚生労働省の研究班の中で検討を行い、疾病リスクの低減効果が医学的・栄養学的に確立されている成分、カルシウムと葉酸について、疾病リスクの低減表示ということで認めることとした経緯がございまして。

4-1の裏面に詳しいことが記載してありますけれども、申請品のソーセージの関与成分はカルシウムになりますので、こちらにあります1日摂取目安量300~700mgの間。保健の用途の表示はテンプレートが決まっております。「この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません」、摂取上の注意事項として「一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません」といった表示をすることとなっておりますので、この申請品についてもこのような表示がなされるということになっております。

現在、疾病リスク低減表示はカルシウムと葉酸がありますが、カルシウムについてのみ許可をしており、葉酸についての許可品目はございません。

以上となります。

○受田部会長 ありがとうございます。

続いて、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

第43回新開発食品調査部会 議事録

○消費者委員会事務局 この品目につきましては、本年10月16日に諮問されまして11月6日に開催されました第39回第一調査会で審議されました。審議結果としては、指摘がありまして、座長預かりとなっております。

このときの指摘事項の内容は、審査申請書の8、品質管理の方法に関する資料、表1の申請食品の原材料配合表の原材料に、加工でんぷん、クチナシ色素、カロチノイド色素等が記載されているが、食品添加物として複数の種類が存在しており、表に不備が見られるので、全ての原材料の名称、配合量、規格について再度確認し、整備されたい。その際、添加物の製材、混合物については、その添加物が指定添加物の規格あるいは既存添加物の起源、製法、本質に合致していることがわかるように整備されたい。このような内容の指摘がなされております。この指摘に対しまして申請者から回答が提出され、これにつきまして第一調査会の座長に御了解いただき、本日の部会で御審議いただくという経過になっております。

回答書の内容について説明させていただきますので、1枚紙をおめくりください。横書きの原材料新旧対照表があるかと存じます。左側、変更前となっております表は、当初の申請書に記載されておりました原材料配合表です。これにつきまして、調査会で確認されまして、いろいろ不備があるので整備するという御指摘がなされたということです。御説明させていただきますと、左側の真ん中辺に、ただ単に加工でんぷん、配合量2.7kgと書かれたものがございますけれども、加工でんぷんといってもいろいろな加工でんぷんがあるということで、何を使っているのかはこれだけではわからないという御指摘でして、それに対しまして、変更後、回答書では、これは酢酸でんぷんまたはリン酸架橋でんぷんですということをはっきり書いているという形でございます。矢印で、変更前のものにつきまして、実際に配合している原材料の姿、名称、それぞれの正しい配合量といったものをきちんと確認して書き改めたものが、右側の変更後の表になっております。全ての原材料について、このように名称、規格、配合量を見直したということでございます。

もう一枚おめくりください。これが申請者からの回答書ですけれども、その内容は、今、御説明させていただきましたように、全ての原材料について、見直し、整備をしましたという内容になっております。

1枚めくっていただきますと、そこに別添がついております。これがもともとの申請書の原材料配合、原料の規格を記した項目になっております。この別添の紙を3枚おめくりいただけますでしょうか。その3枚をめくっていただきまして、左側に⑤加工でんぷん規格という項目があるかと思えます。当初ここは単に加工でんぷんとか書かれていなかったのですが、先ほども申し上げましたように、酢酸でんぷんを使いますあるいはリン酸架橋でんぷんを使いますということをはっきり書きまして、酢酸でんぷんというものはこういう規格のもので、リン酸架橋でんぷんはこういう規格のものでということをきちんと書いております。ほかの原料につきましても、同じように記載、整備をしているという内容になっております。

以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について、御意見を委員の皆様から頂戴したいと存じます。

その前に、調査会の座長をお務めいただいております志村委員から、補足やコメントがございましたらいただきたいと思いますのですけれども、よろしいでしょうか。

○志村委員 それでは、第一調査会での審議の様子ですが、指摘事項としては資料4-2の1ページ目にあるような御指摘をいたしました。この御指摘に対する回答は妥当であると判断いたしましたが、そのほかにも幾つか御意見はありましたけれども、これは制度そのものにかかわること等でありましたので、第一調査会としては、それ以上のことは御指摘しなかったという状況です。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

調査会の経緯も含めて御説明していただきました。

それでは、ここから委員の皆様自由に御意見または質問等があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 特に皆さんはないようですので、私から。

制度にかかわることなのですけれども、こういう疾病リスク低減というものに関しては、事前に多くの専門家の方が検討されて、有効性と安全性について認められているということでそういう表示が認められているものです。そういうものをこの特保の第一調査会なり部会で審議する意義、根拠はどういうところにあるのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○受田部会長 根幹の部分かと思えますけれども、これに関してはどうですか。事務局からコメントをいただけますか。疾病リスク低減、カルシウムと葉酸ということで、今回はカルシウムの話が出ているわけなのですが、恐らく今の大野委員の御発言は、さらに規格基準型の特保が既にございますので、それとも関連していく御意見ではないかと拝聴いたしました。

この件について、そもそも論としてということなのですけれども、事務局からお願いします。

○消費者委員会事務局 疾病リスク低減特保につきましては、先ほど消費者庁から説明がありましたように、こういった枠に入っているものについては認めますということで動いているわけなのですが、実際の申請書のほうには、例えば、過剰摂取、この製品については過剰摂取試験の報告書あるいは製品表示見本が添付されて申請されてきますので、調査会なり調査部会の先生方にもお目を通していただく余地はあるかと思っております。

○受田部会長 大野委員。

○大野委員 調査会で検討すると、どうしても安全性なり有効性なり、その辺もどうしても気になってしまうということがでてきます。ただ、そこも実際に審議するとなると、膨大な資料を検討しなくてはいけないというところもあるし、場合によっては事前に評価した先生方の意見と違うところも出てきたり、いろいろな問題が出てくるのです。また、その調査会にいる人にそれだけの検討をする時間もないですし、資料を集めることも難しいことがあります。今回の内容を見ても、単にカルシウムの3倍量を投与したときの安全性なりカルシウムの安定性を見ているという試験結果なので、そういうものは事務局で検討されることでいいことではないかと思えます。3倍量の安全性については、事前に評価しているわけです。だから、安全面は問題ないということで許可されて

いると思ったところです。

○受田部会長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁から発言をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 消費者庁から発言させていただきます。

大野委員の御指摘のとおり、疾病リスク低減表示に関しては、既に科学的なエビデンスが充実していることを前提に表示を認めるものでございますので、現時点で特に新たな追加の情報はない上で、審査をお願いしているという状況でございます。

一方で、規格基準や再許可については、消費者委員会と消費者庁が、過去に、平成22年になるのですけれども、既に消費者委員会の審査は経ているものとして取り扱うことを行政間で取り決めたという経緯のものもございますので、疾病リスク低減表示に関しても同じような背景事情はあるのかなと考えております。ただ、現状、このように省略してもよいとしているものは、規格基準型と再許可しかございませんので、同じようなスキームで疾病リスク低減表示の省略ができるのかどうかということについて、今後、消費者委員会と消費者庁が協議をした上で必要な対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

ちなみに、先ほど疾病リスク低減表示の御説明のときに、成分としては葉酸とカルシウムがあるというお話をさせていただきましたが、現状はカルシウムしか審査品目がない状況です。特保の許可に当たっては、消費者委員会と食品安全委員会に審査を依頼いたしまして許可をすることになっているのですが、食品安全委員会にあっては、疾病リスク低減表示のカルシウムについては諮問は要らないという取り決めが既にございます。したがって、そういった両委員会の審査を省略する対象の齟齬を埋めるというためにも、今後、消費者委員会と消費者庁とで何ができるのか調整させていただきたいと考えているところです。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

大野委員、今のようなコメントで御意見をしっかり受けとめて、今後の議論へとまた貴重な御意見を活用させていただきたいと思えます。

ほか、いかがでしょうか。

○久代委員 商品のデザインに関して質問ですけれども、申請食品は1本当たり124kcalを含んでいます。若い女性が毎日とり続けていて数十年後に効果が予測されると思いますが、このソーセージを毎日1本食べることが本当にできるのでしょうか。今まで特保は、おせんべいやコーラも承認してきましたが、おせんべいやコーラを購入する際の選択の余地を奪うのはよくないということだったと思います。毎日ソーセージを食べている人がこのソーセージに置きかえるという人がどれぐらいいらっしゃるのか、さらに、ソーセージを食べていない人がカルシウムをとるために毎日1本食べる場合、別の食品からのカロリーを減らさないと体重が増える可能性があります。ソーセージが長期間のカルシウム摂取を目指した食品としてふさわしいのかどうかということにちょっと疑問を感じました。

○受田部会長 久代委員、ありがとうございます。

今、継続摂取に関する、カロリーとの関連での問題点という指摘をいただきました。ほかにも関連するような御意見等はございますでしょうか。

調査会においても、3倍過剰摂取量に伴って、恐らくこの品目だったかと思うのですが、塩分の話が少し話題になっていたのではないかと思います。志村委員から、調査会でも出ている意見がありましたら少し御紹介いただければと思います。

○志村委員 ただいまおっしゃったとおり、これはナトリウムの過剰摂取につながる危険性があるのではないかと御意見もございました。ただ、この疾病リスク低減表示の制度上、そうであるからいかがでしょうかということにはなかなか言えない。あと、前例が既にできているということです。ソーセージに関して言うと、エネルギーの過剰摂取等々のこともある、既にそういった許可された製品があること。

ナトリウムのことについては、確かに御意見はいろいろありましたけれども、石見委員がここにおられるので、その辺のところ御意見を頂戴していたかと思いますが、より詳しい御意見がもしおありでしたらおっしゃっていただければと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

石見委員、よろしいでしょうか。

○石見委員 済みません。ナトリウムについてコメントをしたかどうか記憶にないのですが、カルシウムにつきましては過剰摂取によって健康被害が出るということですから、過剰摂取の試験については調査会・部会で議論することは必要ではないかとは思っています。

ナトリウムの過剰摂取になるのかということについては、今まで摂取していたソーセージと置きかえてということですので、これだけさらに食べてくださいということではないので、そういう考え方に基づけば、このソーセージだけではないですが、今までの既許可品につきましても、置きかえることでナトリウムの過剰摂取になる懸念はないのではないかと御意見もいただいていると思いますので、余りそこに過敏にならなくてもよろしいのではないかと御意見もいただいていると思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

摂取カロリーとナトリウムの過剰摂取の懸念という御意見が出てきて、制度上これを排除する理由にはならないということと、あわせて既に先行品があるという部分も御意見をいただき、代替していくということからすると問題はないのではないかと御意見をいただいたところでございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。このあたりについては、既存の枠組みで整理することでよろしいでしょうか。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 本来の議論とはちょっと逸脱することを理解した上で発言させていただきますけれども、このソーセージは若い女性がカルシウムをしっかり取るためにということでつくられているわけですが、御存じのように、今、日本の若い女性は非常にカロリー摂取が少なく、たんぱく質の摂取も著しく低く、非常に栄養状態は悪い状況になっています。そういうときにカルシウムをとるという意識の上でこういうソーセージを朝1本食べるという意識が生まれれば、それはそれで若い層に

とってはいいいこともあるのかなということもありますので、この製品を何か問題があると言って排除する必要は特にはないと思います。

○受田部会長 清水委員、ありがとうございました。

今いただいている意見については、先ほど私から発言した内容かとか思います。

ほかに何か。

松永委員、お願いします。

○松永委員 若い女性にということとはとてもよくわかるので、私も答えが見出せないのですが、この1本で食塩相当量1.4gということは、食事摂取基準でいくと女性は1日7g未満に抑えなさいということですね。この1本で5分の1をとる。それでバランスのよい食生活を構築できるのかということは、なかなか難しい量ではないかという気がします。

それと、確かに置きかえの方もいらっしゃるでしょうけれども、この場合には、牛乳はちょっと飲みにくいからソーセージとか、ほかの食品からの移行の方も相当数出てこられるのではないかと。手軽にぱっぱと食べられるという利便性はとてもあるので、それはカルシウム摂取という意味ではとてもいいところなのですが、5分の1の食塩量をそれにとるところは、なかなか難しいという気がします。

以上です。

○受田部会長 御意見をありがとうございました。

ほか、いかがですか。

基本的に、調査会における指摘事項に対する答えについては、委員の皆様からは御指摘はございませんので、調査会の審議内容をしっかり反映して改善が図られているということかと思えます。一方で、消費者委員会のこの部会として、消費者サイドから見たときのこのフィッシュソーセージの他の含有成分に関して、カロリーと塩分、ナトリウム含量が少し指摘されて、懸念が表明されているところではありますけれども、一方で、それが食生活の改善に資するという考え方もあるという両方の御意見が出ているかと思えます。今の段階では、先行品があり、今回こういった調査会での慎重な議論を踏まえてここに出されておりますので、先ほどのそもそも論の話はまた別途させていただきますけれども、一定の御意見はいただいたのではないかと拝察申し上げます。

基本的には、この「Vセレクトフィッシュソーセージ75g」に関して、審議結果としては、お認めするという基本的方向で構いませんか。審議結果を整理し、その処理方法について確認させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 申しわけありません。その前に1点、この品目について御確認いただきたいことがございまして、先ほどの回答書の後に1枚表示見本がついているかと思えますが、こちらをごらんください。

調査会での指摘、それに対する回答は先ほど御説明させていただいたとおりなのですが、その後、申請者から表示見本の一部を修正したいという申し出がございました。その箇所は、左下に原材料が書かれております。この中の下から2行目、ヘマトコッカス藻色素がございまして、これは当初は「ヘマトコッカス藻色素（アスタキサンチン含有）」と書いてあったのです。

食品表示基準に照らし合わせて、正しい名称としては「ヘマトコッカス藻色素」であろうということで、申請者からアスタキサンチンを削除したいという申し出がございました。この点についても、あわせて委員の方々の御確認、御審議をお願いしたいと思います。

○受田部会長 ただいまの件は、表示について一部修正を施したいという趣旨でございます。特に今の件について、何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、改めて確認をさせていただきたいと思います。この「Vセレクトフィッシュソーセージ75g」、マルハニチロ株式会社の件でございますが、審議結果を整理し、処理方法について確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 この「Vセレクトフィッシュソーセージ75g」につきましては、当部会として了承することといたしますという審議結果でよろしいでしょうか。

○受田部会長 ありがとうございます。

今の審議結果でよろしいでしょうか。異論はございませんか。

(首肯する委員あり)

○受田部会長 ありがとうございます。